

一般社団法人北海道医薬品卸売業協会長 様

北海道保健福祉部長

新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種のために一時的に開設される診療所に対し、卸売販業者が必要な医薬品を販売する際の取扱いについて（通知）

卸売販業者の医薬品の販売の相手については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「薬機法」という。）第25条及び第34条第3項により規定されているところです。

さて、別添「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種のために一時的に開設される診療所に対し、卸売販業者が必要な医薬品を販売する際の取扱いについて」（令和3年6月30日付厚生労働省医政局総務課他事務連絡）により、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン（以下、「コロナワクチン」という。）の職域接種を実施する企業等へ医薬品（コロナワクチンの接種の際に使用が想定される医薬品。以下同じ。）を販売する際の取扱いが示されたことから、道内の取扱いを以下のとおりとしますので、その実施に遺漏なきようお願いいたします。

また、この取扱いは臨時的なものであることに留意いただくようお願いいたします。

記

コロナワクチンの職域接種のため企業等で臨時的に診療所を開設する場合であって、医療法（昭和23年法律第205号）第7条第1項又は第8条の規定に基づく診療所の開設に係る許可の申請又は届出を事後に行う場合は、別添事務連絡に基づき、薬機法第25条第3号の診療所に該当するものとして、当該診療所に対し医薬品を販売して差し支えないこと。

卸売販業者は、当該診療所から医薬品購入の求めがあった場合には、医薬品の販売の可否について、ワクチン接種契約受付システムを用いて発行された委任状の写しにより確認するだけでなく、当該診療所の開設について事前相談が寄せられている所管保健所へ電話等で照会すること。

また、卸売販業者は、当該診療所へ医薬品を販売した場合は、当該診療所に対して後日交付される開設許可証又は開設届済証を事後に確認すること。

なお、コロナワクチンの職域接種を巡回検診により実施する場合はこの取扱いに該当しないことから、医薬品の販売は引き続き不可とすること。

連絡先：地域医療推進局医務薬務課薬務係 TEL 011-231-4111（内線 25-331） FAX 011-232-4108
--